

岡山県精神科医療センター見学・視察受け入れに関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県精神科医療センターにおいて受け入れる見学・視察について、研修が円滑かつ適正に実施されるよう、その受け入れについて必要な事項を定める。

(見学・視察の申請及び承認)

第2条 見学・視察の申請手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 見学者・視察者の在籍する施設等（以下「施設等」という。）の長は、文書により院長に見学・視察を別紙様式1(病院見学・視察申請書)により申請をする。
- (2) 院長は、病院の業務に支障がないと認められ、且つその研修の効果が認められる場合は、見学・視察の受け入れを承認する。

(見学者・視察者の範囲)

第3条 見学者・視察者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医療従事者またはその関係者
- (2) 自治体等の関係者
- (3) 専門学校、大学等からの就職希望者

(見学・視察内容)

第4条 見学・視察担当者は、施設等と事前に協議し見学・視察内容を定める。

(見学・視察時間及び見学・視察実費)

第5条 見学・視察に要する時間及び実費については、次のとおりとする。

- (1) 時間：平日8：30～17：15のなかで、見学・視察申請施設等と協議し定める。
ただし、必要と認められれば、その限りではない。
- (2) 実費：第3条(1)、(2)の場合 1人 1,000円/時間
第3条(3)の場合は、徴収しないこと
ただし、上記見学・視察に係わる実費の徴収について減免措置をする場合は、別紙様式2(減免申請書)により申し出ることとする。

(指示)

第6条 見学・視察における指示および服装は、次のとおりとする。

- (1) 見学者・視察者は、院長又は院長の命じた病院職員の指示にもとづき見学・視察を行う。
- (2) 見学者・視察者は、守秘義務ならびに個人情報保護法を遵守する。

平成26年11月1日より申請があったものに対して適用